

## 藤沢市重点産業立地促進助成金交付要綱

制定	平成 26 年 4 月	1 日
改正	平成 27 年 4 月	1 日
改正	平成 28 年 4 月	1 日
改正	平成 29 年 4 月	1 日
改正	平成 30 年 5 月 28 日	
改正	令和 2 年 4 月	1 日
改正	令和 3 年 4 月	1 日
改正	令和 4 年 4 月	1 日
改正	令和 6 年 5 月	1 日

### (趣旨)

第 1 条 市長は、今後の成長が期待される事業を指定事業として重点的に市内へ誘致することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、新たに一定規模でオフィスビル等に入居した企業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、助成金を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィスビル等 市内のオフィスビルその他これに類するビルをいう。
- (2) ロボット分野 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 29 年法律第 47 号）に基づく神奈川県基本計画（以下「基本計画」という。）におけるロボット分野に係る事業をいう。
- (3) デジタル関連分野 基本計画に定めるデジタル関連分野に係る事業をいう。
- (4) 未病分野 基本計画に定める未病分野に係る事業をいう。
- (5) ライフサイエンス分野 基本計画に定めるライフサイエンス分野に係る事業をいう。

- (6) 脱炭素関連産業分野 基本計画に定める脱炭素関連産業分野に係る事業をいう。
- (7) 成長ものづくり分野 基本計画に定める成長ものづくり分野に係る事業をいう。
- (8) コンテンツ関連事業 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条に規定するコンテンツ事業をいう。
- (9) 指定事業 ロボット分野、デジタル関連分野、未病分野、ライフサイエンス分野、脱炭素関連産業分野、成長ものづくり分野及びコンテンツ関連事業をいう。
- (10) 市外企業 市内に、本社、支店、営業所その他これらに類するものを持たない企業をいう。
- (11) 市内企業 市内に、本社、支店、営業所その他これらに類するものを持つ企業をいう。
- (12) 事業所 事務所、研究所その他これらに類するもので、指定事業の用に供するものをいう。ただし、工場、倉庫及び店舗を除く。
- (13) 従業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

（助成事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、指定事業であることのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する事業とする。

(1) 市外企業又は新規設立企業の場合の要件

ア 賃貸借契約により、オフィスビル等において100平方メートル以上（助成事業がロボット分野である場合は、60平方メートル以上）の床面積を借り受け、新たな事業所を開設して行うものであること。

イ 当該事業所における従業者が5人以上（助成事業がロボット関連分野である場合は、3人以上）であること。

(2) 市内企業の場合の要件

ア 賃貸借契約により、オフィスビル等において移転前より100平方メートル以上（助成事業がロボット関連分野である場合は、60平方メートル

以上) 広い床面積を借り受け、事業所の移転を行うものであること。

イ 当該事業所における従業者が、移転に伴い5人以上(助成事業がロボット分野である場合は、3人以上)増加すること。

(助成事業者)

第4条 助成金の交付の対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)は、地域経済の活性化に寄与するため、当該オフィスビル等で3年以上助成事業を継続する計画のある事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、助成事業者としない。

(1) 市税を滞納している、又は、市税に係る必要な申告を怠っている者

(2) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為に関与している者

(助成金の交付対象期間)

第5条 助成金の交付の対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、最初に助成金の交付決定を受けた日の属する月の翌月から起算して連続6月以内(助成事業がロボット分野である場合は、12月以内)とする。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、賃貸借契約に基づく賃料等(賃料に係る消費税及び地方消費税相当額並びに共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。以下同じ。)のうち、専ら助成事業の用に供される部分に相当する賃料等とする。

(助成金の交付の制限)

第7条 助成対象経費について、国、県その他の助成制度の対象となっている場合は、助成金の交付の対象としない。

(助成金額)

第8条 助成金額は、1月当たりの賃料等に2分の1を乗じて得た額とし、1月当たり50万円を上限とする。

2 前項の規定により得られた額に円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、重点産業立地促進助成金交付申請書(第1号様式)に事業説明書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない

ない。

2 交付対象期間が年度をまたがる場合において、次年度においても引き続き助成金の交付を受けようとする者は、当該年度においても、前項の規定による申請を行わなければならない。

3 第1項の申請は、賃貸借契約を締結した日から助成事業を開始する日の前日までに行わなければならない。ただし、前項の申請を行う場合には、当該年度の初日から30日以内をその期限とする。

4 規則第3条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、第2項の申請を行う場合であって、前回の申請から変更がないものについては、省略することができる。

(1) 賃貸借契約に係る契約書の写し及びそれに付随する書類一式

(2) 賃貸借契約に係る物件のレイアウトを示す図面

(3) 定款

(4) 法人の登記事項証明書

(5) 法人設立・設置届出書又は法人変更届出書の写し

(6) 最新の決算（営業）報告書

(7) 市税納付状況照会同意書（第3号様式）

5 規則第3条第3項の規定により、同条第2項第2号及び第3号の書類の添付は要しない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、補助金交付決定通知書により通知する。

2 補助金交付申請の日付が3月の場合においては、前項の規定による交付決定を4月に行うものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件をつけることができる。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金交付の申請をしたものに対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(着手届)

第11条 規則第5条に規定する着手届の提出は要しない。

(事業の計画変更等)

第12条 規則第6条の規定による計画変更の申請は、重点産業立地促進事業計画変更承認申請書(第4号様式)により、中止の申請は、重点産業立地促進事業計画中止申請書(第5号様式)により遅滞なく行わなければならない。

2 市長は、前項の申請の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は変更することができる。

(助成金の交付)

第13条 規則第7条第2項の請求は、重点産業立地促進助成金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了の届出及び実績報告)

第14条 規則第5条の規定による完了の届出及び規則第8条の規定による実績報告は、助成事業完了後14日以内に、重点産業立地促進事業完了届兼実績報告書(第7号様式)により行わなければならない。

2 規則第8条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容が確認できる書類
- (2) 事業所別被保険者台帳の写し
- (3) 賃料等支払実績調書(第8号様式)
- (4) 領収書その他の助成対象経費の支払が証明できる書類

3 規則第8条第1項第1号及び第2号に掲げる書類の添付は要しない。

(備付帳簿)

第15条 規則第9条に規定する関係書類は、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、規則第10条各号に定めるほか、助成事業者が正当な理由によることなく当該助成事業に係る最初の交付決定の日から3年以内に事業を中止したときには、交付決定を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告)

第17条 助成事業者は、助成金の交付対象期間が満了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、3年を経過するまでの間、毎年4月30日までに当該助成事業に係る過去1年間の事業の遂行の状況について、重点産業立地促進事業実施状況報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り、第9条第3項の規定の適用については、同項中「賃貸借契約を締結した日から助成事業を開始する日の前日までの間に行わなければならない。」とあるのは「賃貸借契約を締結した日から180日までの間に行わなければならない。ただし、助成事業を開始する前日までに、あらかじめその旨を市長に報告しなければならない。」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り、第9条第3項の規定の適用については、同項中「賃貸借契約を締結した日から助成事業を開始する日の前日までの間に行わなければならない。」とあるのは「賃貸借契約を締結した日から180日までの間に行わなければならない。ただし、助成事業を開始する前日までに、あらかじめその旨を市長に報告しなければならない。」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- ##### (検討)
- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。